

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市議会傍聴規則（昭和55年八王子市議会規則第1号。以下「議会傍聴規則」という。）及び八王子市議会委員会傍聴規則（昭和63年八王子市議会規則第1号。以下「委員会傍聴規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴券の交付時間)

第2条 傍聴券は、開議時刻の30分前から交付するものとする。

(議員紹介傍聴券の振替)

第3条 本会議の議員紹介傍聴券は、一括して議長が預かり、本会議開議時刻30分前までに議員から申し出がない場合には、一般傍聴券に振り替えて交付する。

(傍聴章の交付)

第4条 傍聴章は、次に該当するものにつき1枚を、その代表者からの申し出により、議長又は、議会運営委員会の決定により交付する。

- (1) 八王子記者クラブに所属する報道機関の常駐する記者
- (2) 市政に関する報道を恒常的に行うもので、第3種郵便物の許可を得ている報道機関
- (3) 市政に関する報道を恒常的に行うもので、過去6カ月間に、週刊、旬刊、月刊等の発行実績を有している報道機関
- (4) 八王子市職員で広報部門を担当する者

(写真撮影の特例)

第5条 傍聴席での広報関係職員及び報道関係者の写真撮影は、許可する。

(一般傍聴人の定員)

第6条 本会議における一般傍聴人の定員は、車いす使用者4人及び介添人2人程度を含め110人とする。

(報道関係者等の傍聴)

第7条 本会議における報道関係者等の傍聴については、次のとおりとする。

- (1) 報道関係者席は20席とし、入口から13席は八王子記者クラブ、他の報道機関は14席目から19席目までの6席、20席目は市広報部門とする。
- (2) 傍聴章を受付で提示し、着用する。
- (3) 傍聴章所持者は、報道関係者席にまとめて置く各社の「社名札」を取り、机の上に置いて着席する。
- (4) 傍聴章所持者以外で社名腕章着用の特例の者は、空席に着席することを各社の了解事項とする。ただし、定数を超えるときは、一般傍聴席へ移る。

2 委員会における報道関係者の傍聴については、次のとおりとする。

- (1) 報道関係者の傍聴は、本会議に準じ傍聴章を着用する。
- (2) 傍聴章所持者は報道関係者席にまとめて置く各社の「社名札」を取り、机の上に置いて着席する。ただし、報道関係者席が満席の場合は、一般傍聴席へ移る。

(本会議及び委員会における社名腕章着用の特例)

3 議会傍聴規則第3条、第4条第3号、第7条、第8条第2項、第10条の傍聴章及び第13条第3号中の腕章並びに委員会傍聴規則第3条、第5条、第7条第2項の傍聴章及び第11条第3号中の腕章にかかわらず、報道機関については、議会傍聴規則第15条及び委員会傍聴規則第13条によるものを除き、各報道機関の社名腕章を傍聴章に代えて着用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 八王子市議会委員会の傍聴に関する要綱（昭和58年8月庁舎移転に伴う検討委員会決定）は廃止する。